平成２８年（フ）第２１８号
福岡市東区和白丘１丁目21番７号　ＭＪＲ和白丘1203号、住民票上の住所福岡市東区香住ヶ丘２丁目20番２号
債務者　井上　研児
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　有紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３９号
福岡市博多区吉塚４丁目３番27号
債務者　山口　敏晴
1　決定年月日時　平成28年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北古賀康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１号
福岡市博多区須崎町４番22号
債務者　お酒菜こみ田屋こと　小見田保之
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋嶋　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９２号
福岡市博多区須崎町４番22号
債務者　小見田志穂
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋嶋　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４０４号
福岡市東区西戸崎２丁目25番８号
債務者　渡邉　亨一
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１０号
宮城県東松島市矢本字下浦191番地　市営下浦住宅３号棟24号室、前住所宮城県東松島市矢本字町浦91番地５
債務者　小山　笑子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
名古屋市中川区篠原橋通３丁目67番地の１レトア荒子イースト101号
債務者　西脇　健二
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字下里1121番地１　朝勇アパート201号
債務者　砂川　邦男
1　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第７２号
沖縄県那覇市金城５丁目２番地４　メゾンシャルマン303
債務者　上原　義之
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５９６号
大阪府岸和田市春木泉町１番９―204号（前住所）大阪府貝塚市二色２丁目５番５―210号、事業所所在地大阪府岸和田市春木若松町21―１キスパ専門店街
債務者　東京ニュースターこと　吉田　好男
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
大阪府和泉市幸３丁目６番46―102号、住民票上の住所大阪府和泉市鶴山台３丁目８番61―301号
債務者　村尾　陽子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―704号
債務者　西田　　圭
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
大阪府和泉市繁和町７番21号春美荘７号、前住所大阪府和泉市繁和町１番２―401号
債務者　小林　省二
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
大阪府泉南市信達市場31番地の56
債務者　福田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川3400番地の77
債務者　風間　直人
1　決定年月日時　平成28年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係